

(仮訳)

支払・決済システム委員会 (CPSS) ・証券監督者国際機構 (IOSCO)

「店頭デリバティブデータ（取引情報）の報告および集約の要件に係る報告書」  
（データ報告書）

エグゼクティブサマリー

取引情報蓄積機関（TR）は、店頭デリバティブのデータ（取引情報）の電子的記録（データベース）を集中的に管理する機関である。データの収集・保管・配信を集中することにより、TR は、個別の主体と市場全体の双方に対して、リスク削減、事務処理の効率化、およびコスト節約に資するような情報を提供する上で重要な機能を果たし得る。店頭デリバティブデータの TR への報告により、当局は、店頭デリバティブ契約について、締結後短期間で正確な情報を取得することができるほか、当該契約の存続中に生じる変更に関する情報も取得することが可能となる。さらに、その集約的な役割により、TR は、(i) 金融の安定促進、(ii) 市場における不正行為の発見と防止の促進、および (iii) 関係当局と公衆へ提供される情報の透明性の向上に貢献するような店頭デリバティブ市場に関する情報を提供することができる。

本報告書は、金融安定理事会（FSB）の勧告<sup>1</sup>に沿って、TR への報告および TR から当局への報告に関する最低要件を特定するとともに、受入れ可能なデータのフォーマットの種類を規定するものである。また、本報告書は、当局および報告主体によるデータへのアクセスに関連する問題や、機密保持に配慮しつつ一定の店頭デリバティブデータを公表することについても論じている。さらに、本報告書は、規制当局がその規制上の目的を満たす形でデータを集約できるようにするためのメカニズムや手段（データ集約を実施する手法、論理的根拠、および取引主体識別子 (LEI) のような潜在的な手段等）についても取り上げている。最後に、本報告書は、以下の項目について勧告を行っている。

---

<sup>1</sup> Implementing OTC Derivatives Market Reforms, October 2010, ([http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_101025.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_101025.pdf)), 勧告 19 を参照。

・データ報告の最低要件：

タスクフォースは、TRには少なくとも個別取引レベルのデータが報告されるべきであり、当該データには、取引の経済的条件、カウンターパーティーの情報、原資産の情報、オペレーションデータおよびイベントデータが含まれるべき旨勧告する。また、マスター契約やクレジットサポートアネックスに含まれているような一定の情報は、システミックリスクや金融の安定性の評価に有用であるが、現在TRはそのような情報を扱っておらず、本報告書にはこのデータギャップをいかに埋めることができるかに係る様々な勧告も含まれている。昨年10月にFSBが公表した進捗報告書<sup>2</sup>では、(i)システミックリスクや金融の安定性の評価、(ii)市場参加者の監督、および(iii)破綻処理の実施にかかるデータギャップを埋めるために必要なデータを需要サイドから特定する小規模のアドホックな専門家グループの設立が求められている。

・データへのアクセス：

本報告書では、各当局（例えば、市場監督当局、中央銀行、健全性監督当局、破綻処理当局）が、自らの役割に応じて、TRに報告されたデータのうち関連する部分または全部にアクセスし得るべきかについて、一般的な原則またはガイダンスを定めることは、データに対する当局の効果的で実用的なアクセスを促進するうえで重要な一歩となるであろうが、本報告書の範疇を超えているとしている。タスクフォースは、適時の解決に向けて、この責務が、FSBによって適切な主体やグループに割り当てられることを（昨年8月の）市中協議報告書において勧告した。昨年10月のFSBの進捗報告書<sup>2</sup>では、CPSSとIOSCOに対して、関連当局と協調しつつ、データの機密性やODRF<sup>3</sup>によるこれまでの作業成果を踏まえ、TRデータに対する当局のアクセスについてさらに作業を進めることが求められている。また、本報告書は、TRに対して、各当局の任務遂行に有益な通常データのほか、その時々で発生する特定の問題に対処することを可能とするアドホックなデータについても、効果的かつ実用的なアクセスを当局に提供するための措置を導入することを勧告する。さらに、本報告書は、報告主体およびカウンターパーティーが、機密保持その他の法的要件を遵守しつつ、自己の

---

<sup>2</sup> OTC Derivatives Market Reforms – progress report on implementation, October 2011 ([http://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_111011b.pdf](http://www.financialstabilityboard.org/publications/r_111011b.pdf))

<sup>3</sup> ODRF(OTC Derivatives Regulators' Forum:店頭デリバティブ監督当局者会合)は、店頭デリバティブの清算機関およびTRに係る当局間の協力、意見交換、情報共有の場として設置されたもの。追加的な情報は、<http://www.otcdrf.org/> を参照。

データに適切にアクセスできるようにすべきであると勧告する。最後に、本報告書は、データの公表は、全ての関係者による店頭デリバティブ市場の機能の理解を促進し、市場規律の発揮と投資家保護を促進することに触れている。TRのデータの公表は、集約された形で行われ得るが、代わりに、法域によっては、同様の機密保持要件に留意しつつも、より詳細な形で情報を公表することが求められる場合もあり得る。TRにより公表されるデータは取引状況や市場集中度の評価を容易とするような情報を含むべきである。

・データ集約のための方法（メソドロジー）とメカニズム：

本報告書は、データ集約のメカニズムとして、LEIシステムの構築、LEIの導入に係る継続的な国際的協議のほか、店頭デリバティブに関する国際的な商品分類システムの構築に向けた国際的作業を勧告する。

・国際的LEIの構築と諸原則：

本報告書は、LEIシステムが店頭デリバティブデータの集約に不可欠なツールであるとしたうえで、報告書の中で述べられたデータ集約目標を実現し得る標準的LEIの迅速な構築と導入を勧告している。本報告書は、そのようなLEIシステムの構築に向けた現在の業界の取組みに留意している。国際的な利用に適したLEIシステムの適時の構築を促進するために、タスクフォースは、業界のプロセスが、国際的なメンバーシップと適切なガバナンスを有し、かつ金融セクターに対する国際基準を策定・公表する機関の支援の下で行われるLEI基準の策定およびLEIの発行を含むことを勧告する。タスクフォースは、TRが、LEIシステムの構築作業への積極的な参加および発足後の利用を通じて、LEIシステムの構築を支援することを勧告する。タスクフォースはさらに、本報告書において議論されたデータ集約目的を後押しするために必要なLEIシステムの主要機能や特質を述べた一連の基本原則、すなわち単一性、中立性、信頼性、公開性および拡張性にLEIが従うべきことを勧告する。段階的導入の際に法域間でLEIの利用に係る法的要件が調和されることを促すため、LEIに関わる法律や規制を制定または検討している各国当局は、これらの基本原則を考慮に入れるべきである。タスクフォースは、LEIのシステムのガバナンスに係る本質的な側面についても言及している。

・ LEI の導入に係る継続的な国際的協議 :

本報告書は、世界的な LEI の構築には導入に向けた国際的アプローチが必要であり、この点更なる国際的協議が有益であることに留意している。本報告書に記されているように、こうした更なる作業は進行中である。2011 年9月、LEI ワークショップがスイスのバーゼルにおいて FSB により開催され、50 人以上の民間部門の専門家と 60 人を超える規制当局からの代表者が参加した。G20 首脳は、2011 年 11 月にフランスのカヌで開催されたサミットにおいて、国際的な LEI の構築に対する支援を表明するとともに、「公共の利益を代表するグローバルな LEI に関する適切なガバナンスの枠組みに係る提言を次回のサミットまでに策定するための規制当局間の作業の調整を、主導的に支援するよう」FSB に要請した<sup>4</sup>。これを受け、FSB 運営委員会は、2011 年 12 月の会合において、G20 の要請の実行に向けて、国際的な LEI の実現に関連する未解決の主要事項に係る作業を推進するための、期間限定のアドホックな当局の専門家会合を設立した。

・ 国際的な標準的商品分類システムの構築 :

タスクフォースは、CPSS・IOSCO または FSB が声明を公表し、店頭デリバティブ商品の分類および表記のための共通の基礎として利用できるような標準的商品分類システムが、当局との協議を踏まえつつも、業界主導により適時に構築されるよう求めることを勧告する。したがって、タスクフォースは、FSB に対して、こうした作業について適時に、自ら最も適切と考える形態および推進主体の下で、当局と業界双方からなる金融とデータの専門家による更なる協議および協調が行われるよう方向付けることを勧告している。

---

<sup>4</sup> Cannes Summit Final Declaration, November 4, 2011, paragraph 31 を参照。